



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年7月6日火曜日 第221号

## ◇ 目 次 ◇

特約業者の指定の取消し.....	( 税務課 ) ...	951
知事指定薬物の指定の失効.....	( 薬務衛生課 ) ...	951
農用地利用配分計画の認可.....	( 農政課農地・担い手対策室 ) ...	951
愛媛県森林病虫害等防除事業補助金交付規程の一部改正.....	( 森林整備課 ) ...	952
保安林予定森林.....	( " ) ...	952
指定居宅サービス事業者の指定.....	( 東予地方局地域福祉課 ) ...	952
指定介護予防サービス事業者の指定.....	( " ) ...	952
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	( 東予地方局環境保全課 ) ...	952
土地改良区役員の就退任の届出.....	( 東予地方局農村整備課 ) ...	954
指定道路の指定.....	( 東予地方局四国中央土木事務所 ) ...	955
介護員養成研修事業者の指定.....	( 中予地方局地域福祉課 ) ...	955
土地改良区の定款変更の認可.....	( 南予地方局農村整備課 ) ...	955
道路の区域変更(県道長浜保内線).....	( 南予地方局大洲土木事務所 ) ...	955

## 人事委員会公告

令和3年度愛媛県職員採用候補者(初級及び資格免許職)試験公告.....	( 人事委員会事務局 ) ...	955
令和3年度障がい者を対象とした愛媛県職員採用候補者(初級)試験公告.....	( " ) ...	958
令和3年度愛媛県警察官(高校卒程度)採用候補者試験公告.....	( " ) ...	962

## 雑 報

令和3年度行政書士試験の実施.....	( 私学文書課 ) ...	965
---------------------	---------------	-----

## 告 示

### ○愛媛県告示第910号

地方税法(昭和25年法律第226号)第144条の9第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

令和3年7月6日

愛媛県知事 中村時広

氏名又は名称及び代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
山崎石油株式会社代表取締役 山崎 照仁	南宇和郡愛南町深浦1920番地	令和3年4月28日

### ○愛媛県告示第911号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年愛媛県条例第53号)第12条第1項の規定により、次のとおり同条例第11条第1項の規定による指定が効力を失った。

令和3年7月6日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 指定が失効する知事指定薬物の名称

- (1) N - { 1 - [ 2 - ヒドロキシ - 2 - (チオフェン - 2 - イル) エチル ] ピペリジン - 4 - イル } - N - フェニルプロパンアミド及びその塩類
- (2) メチル = 2 - [ 1 - ( 4 - フルオロプロチル ) - 1 H - インドール - 3 - カルボキサミド ] - 3 , 3 - ジメチルプタノアート

#### 及びその塩類

- (3) 前各号に掲げる物を含有する物
- 2 失効の理由  
当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物に至ったため。
- 3 失効の日  
令和3年6月27日

### ○愛媛県告示第912号

令和3年6月22日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定に基づき認可した。

令和3年7月6日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積 (㎡)
武田利郎	愛媛県今治市	愛媛県今治市朝倉上甲2625番1ほか1筆	3,816

#### 2 認可年月日

令和3年6月28日

○愛媛県告示第913号

愛媛県森林病虫害等防除事業補助金交付規程（昭和38年7月愛媛県告示第514号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。  
令和3年7月6日

愛媛県知事 中村時広

第11条中「この」の下に「規程の」を加える。

様式第1号及び様式第3号から様式第6号までの規定中「㊦」を削る。

○愛媛県告示第914号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年7月6日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林予定森林の所在場所

松山市猿川甲127、甲130の1、甲134、甲135、甲136の1、甲136の2、甲137、甲139の1、甲140、甲142、甲143、甲152、乙5の37、乙5の117、乙11の1、才之原乙220

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

猿川甲130の1・甲134・甲135・甲140・甲142・甲143・甲152・乙5の117（以上8筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第915号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和3年7月6日

愛媛県東予地方局長 末永洋一

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社悠遊社	介護付き有料老人ホームゆうゆう三島	愛媛県四国中央市三島中央3丁目11番38号	令和3年5月1日	特定施設入居者生活介護
株式会社DDD	訪問看護ステーションD&D	愛媛県今治市南大門町1丁目6番地18 富士火災今治ビル3階	令和3年5月17日	訪問看護

○愛媛県告示第916号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和3年7月6日

愛媛県東予地方局長 末永洋一

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社悠遊社	介護付き有料老人ホームゆうゆう三島	愛媛県四国中央市三島中央3丁目11番38号	令和3年5月1日	介護予防特定施設入居者生活介護
株式会社DDD	訪問看護ステーションD&D	愛媛県今治市南大門町1丁目6番地18 富士火災今治ビル3階	令和3年5月17日	介護予防訪問看護

○愛媛県告示第917号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和3年7月6日

愛媛県西条保健所長 武方誠二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

住友化学株式会社  
東京都中央区新川二丁目27番1号  
代表取締役社長 岩田 圭一

2 事業場の名称及び所在地

住友化学株式会社愛媛工場新居浜地区

新居浜市惣開町5番1号

3 特定施設に関する事項

(1) Z - 460

特定施設の種別	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第27号 イ る過施設	
特定施設の能力	正極材スラリー1日当たり24立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手3か月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 12~13 最大 12~13
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 10
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 250 最大 250
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 9 最大 9
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1
汚水等の1日当たりの量(単位立方メートル)	通常 48 最大 48	

特定施設の汚水等は、K - 905へ送液する。

(2) K - 905

特定施設の種別	政令別表第1第27号 ロ 遠心分離機	
特定施設の能力	正極材含む排水1日当たり48立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手3か月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6~8 最大 6~8
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 10
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20未満 最大 20
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 9 最大 9
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1
汚水等の1日当たりの量(単位立方メートル)	通常 50 最大 50	

特定施設の汚水等は、西総合排水口から排出する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) N B T 新居浜総合排水処理施設

設置年月日	昭和47年5月12日		
処理施設の種別	化学処理、生物処理及び物理処理		
処理施設の型式	散気式活性汚泥処理方式		
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製		
処理施設の主要寸法	縦 127メートル 横 85メートル 高さ 6.7メートル		
処理施設の能力	1日当たり24,000立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	中和、凝集沈殿、散気式活性汚泥方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2.0~4.0 最大 2.0~4.0	通常 7.0~8.0 最大 6.6~8.7
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 521.8 最大 1,242.1	通常 108.3 最大 184.2
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 494.4 最大 862.1	通常 24.3 最大 69.6
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 549.5 最大 717.6	通常 222.2 最大 240.9

りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 26.0 最大 68.9	通常 3.8 最大 11.5
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 17,701 最大 21,397	通常 17,701 最大 21,397

(2) OBT酸素ばっ気式活性汚泥処理施設

設置年月日	平成21年1月31日		
処理施設の種別	化学処理、生物処理及び物理処理		
処理施設の型式	酸素ばっ気式活性汚泥処理方式		
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製		
処理施設の主要寸法	縦 160メートル 横 71メートル 高さ 6.3メートル		
処理施設の能力	1日当たり10,800立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	中和、凝集沈殿及び酸素ばっ気式活性汚泥方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8.0~12.0 最大 8.0~12.0	通常 7.0~8.0 最大 6.6~8.7
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 676.6 最大 1,162.6	通常 135.0 最大 287.7
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 261.0 最大 881.5	通常 19.1 最大 71.4
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 844.4 最大 1,500.2	通常 169.1 最大 212.3
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10.3 最大 31.9	通常 2.3 最大 5.4
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 8,109 最大 9,695	通常 8,109 最大 9,695	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 西総合排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.6~8.7 最大 5.5~8.8
------------	---------------	--------------------------

化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15.7 最大 35.0
浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 28.7 最大 69.0
窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 27.5 最大 100.0
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.6 最大 3.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 255,005 最大 339,105

(2) 東総合排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.6~8.7 最大 5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 9.3 最大 20.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 21.0 最大 60.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6.0 最大 10.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 17,174 最大 33,000	

備考 この他に、雨水排水口が34箇所ある。

○愛媛県告示第918号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、清算法人新居浜市大島土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和3年7月6日

愛媛県東予地方局長 末 永 洋 一

就任

役員の種別	氏名	住所
監事	小西貞子	新居浜市大島271番地
	加地妙子	新居浜市大島201番地

退任

役員の種別	氏名	住所
監事	小西国夫	新居浜市大島271番地

野間 俱 幸	新居浜市大島127番地
--------	-------------

○愛媛県告示第919号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和3年7月6日

愛媛県東予地方局長 末 永 洋 一

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

令和3年6月28日

3 指定道路の位置

四国中央市下柏町字高畔994番1の一部、994番12の一部及び下柏町字上井996番1の一部

4 指定道路の延長及び幅員

- (1) 延長 50.57メートル
- (2) 幅員 4.50メートル

○愛媛県告示第920号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号口の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

令和3年7月6日

愛媛県中予地方局長 高 橋 敏 彦

介護員養成研修事業者の名称又は氏名	介護員養成研修事業者の所在地又は住所	研修の課程	指 定 日 年 月 日
一般社団法人一期15	愛媛県松山市東山町7番26号	介護職員初任者研修通学課程	令和3年6月28日

○愛媛県告示第921号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、城辺土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年7月6日

愛媛県南予地方局長 赤 坂 克 洋

○愛媛県告示第922号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年7月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	長浜保内線	大洲市豊茂丙3番3から 同市豊茂丙4番1まで	旧	メートル 3.6～6.3	キロメートル 0.111	
			新	5.8～14.3	0.111	
"	"	大洲市豊茂丙3番2から 同市豊茂丙68番1まで	旧	3.6～9.8	0.182	
			新	6.4～18.4	0.182	

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第6号

令和3年度愛媛県職員採用候補者（初級及び資格免許職）試験公告

令和3年7月6日

愛媛県人事委員会

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 電話（089）912-2826  
 試験当日用緊急連絡先 080-7039-1189 試験当日のみ通話可能  
 愛媛県職員採用情報ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/employment/>

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。なお、申込後の試験区分の変更はできません。

(1) 初級

試 験 区 分	採用予定人員	職 務 内 容
一 般 事 務	12人程度	知事部局、教育委員会事務局等の本庁若しくは地方機関、県立学校又は公立小・中学校に勤務し、一般事務に従事します。
警 察 事 務	4人程度	警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。

電 気	1人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、発電施設等の設計・施工・維持管理等の業務に従事します。
-----	------	--

(2) 資格免許職

試験区分	採用予定人員	職務内容
大学卒業程度 司 書	1人程度	議会事務局、教育委員会事務局の本庁又は図書館に勤務し、図書資料の収集・分類・整理、図書の貸出し等の業務に従事します。

2 受験資格

(1) 日本の国籍を有する者

ただし、資格免許職については、日本の国籍を有しない者であっても、次のいずれかに該当する者は受験することができます。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定められている永住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定められている特別永住者

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

(3) それぞれの試験について、次に該当する者

ア 初級

試験区分	受 験 資 格
一 般 事 務	平成12年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者（学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者及び令和4年3月末日までに大学等を卒業する見込みの者は、除く。）
警 察 事 務	
電 気	

イ 資格免許職

試験区分	受 験 資 格
司 書	(1) 次のいずれかに該当する者 ア 昭和62年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者 イ 平成12年4月2日以降に生まれた者で、大学等を卒業した者又は大学等を令和4年3月末日までに卒業する見込みの者 (2) 司書の資格を有する者又は令和4年3月末日までにこの資格を取得する見込みの者

3 試験の日時、試験会場及び合格発表

区分	日 時	試験会場	合格発表
第 1 次 試 験	令和3年9月26日（日曜日） (1)初級（一般事務、警察事務） 受付開始 午前8時15分 着 席 午前9時15分 試 験 午前9時15分～午前11時45分 (2)初級（電気）、資格免許職 受付開始 正午 着 席 午後1時 試 験 午後1時～午後3時30分	愛媛県庁 （松山市一番町四丁目4番地2）	10月上旬 第1次試験当日にお知らせします。
受付時間（午前8時15分～午前9時又は正午～午後0時45分）に遅刻した場合は受験できません。			
第 2 次 試 験	10月下旬から11月上旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。		11月中旬

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載します。

4 試験の方法等

(1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区分		試験・検査種目	配点	試験の内容
第1次試験	初級 (一般事務 警察事務)	教養試験	90点	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います(択一式50題、解答時間2時間)。
	初級(電気) 資格免許職	専門試験	90点	各試験区分に応じて必要な専門的知識及び技能について、筆記試験を行います(択一式40題、解答時間2時間)。 なお、試験の出題分野は、おおむね別表のとおりです。
第2次試験		口述試験	300点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。
		作文試験	60点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います(課題1題、解答時間1時間)。
		適性検査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

- (2) 第1次試験合格者は、初級(一般事務、警察事務)にあつては教養試験、初級(電気)及び資格免許職にあつては専門試験の得点の高い順に決定します。ただし、各試験とも、一定の基準に達しない場合は、得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験及び専門試験の例題と前年度に出題した作文試験の課題を、ホームページに掲載しています。  
また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

**5 受験申込み**

- (1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験等申込システム」(以下「システム」という。)にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

なお、受付期間は次のとおりです。

**令和3年8月13日(金)午前8時30分から8月30日(月)午後5時15分まで**

原則、郵送や持参による申込みは受付できませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合は、8月23日(月)までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください(ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続に必要ですので、必ず控えておいてください。)
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛てに「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問合せは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。)受け付けます(原則、電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。)
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません(受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合があるほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。)

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

**6 受験票の交付**

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛てに「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。9月17日(金)までに電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

**7 合格から採用まで**

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に記載されます。

この名簿は、原則として、令和4年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。

- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者(知事、公営企業管理者、教育委員会、警察本部長等)がそれぞれ選考を行い、決定します。したがって、**名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。**
- (3) **資格免許職については、所定の時期までに資格を取得しなかった場合は、採用されません。**
- (4) 日本の国籍を有しない者については、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。

8 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

試験区分		現行給料月額	
初級	一般事務	行政職給料表1級9号給	155,674円
	警察事務		
	電気		
資格免許職	司書	行政職給料表1級29号給	189,643円

学歴や職歴などに応じて、一定の基準により加算される場合があります。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、郵送による開示請求を受け付けます。

開示を請求する場合は、試験成績開示請求書に必要事項を記入の上、受験票と返信用封筒（定型、縦14cm～23.5cm×横9cm～12cm）を同封して、愛媛県人事委員会事務局宛てに郵送してください。

返信用封筒には必ず宛先を明記し、返信用切手404円（簡易書留相当分）を貼ってください。

試験成績開示請求書及び受験票は、システムのマイページにログインし、ダウンロードして印刷したものを同封してください。

開示請求できる人	開示内容	請求受付期間	開示方法
第1次試験不合格者	第1次試験の得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない場合は、順位に代えて当該試験種目名）	第1次試験合格発表の日から1週間	郵送により開示を請求
第2次試験受験者	第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、総合順位に代えて当該試験・検査種目名）	第2次試験合格発表の日から1週間	

新型コロナウイルス感染症等拡大防止の観点から、郵送による開示請求としていますが、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することもできます。

10 その他

心身の機能の障がいにより、受験時に配慮を必要とする場合は、受付期間内に愛媛県人事委員会事務局へ申し出てください。ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

台風などの自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。  
変更がある場合は、システム及び受験申込受付締切時に登録されたアドレス宛てのメールにてお知らせします。

別表（4関係）

専門試験（初級（電気）・資格免許職）の出題分野

試験区分	出題分野
電気	数学・物理・情報技術基礎、電気基礎、電気機器・電力技術・電子計測制御、電子技術・電子回路・通信技術・電子情報技術
司書	生涯学習概論、図書館概論（図書館制度を含む。）、図書館経営論、図書館サービス論、情報サービス論、図書館情報資源論、情報資源組織論、児童サービス論

○愛媛県人事委員会公告第7号

令和3年度障がい者を対象とした愛媛県職員採用候補者（初級）試験公告

令和3年7月6日

愛媛県人事委員会

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 電話(089)912-2826  
FAX(089)912-2819  
試験当日用緊急連絡先 080-7039-1189 試験当日のみ通話可能  
愛媛県職員採用情報ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/employment/>



1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。なお、申込後の試験区分の変更はできません。

試験区分	採用予定人員	職務内容
一般事務	3人程度	知事部局、公営企業管理局、教育委員会事務局等の本庁若しくは地方機関、県立学校又は公立小・中学校に勤務し、一般事務に従事します。
警察事務	1人程度	警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。

2 受験資格

- (1) 昭和62年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者
- (2) 以下のいずれかに該当する者（申込日及び受験当日に有効であることが必要です。）
  - ・身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの者
  - ・都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている者
  - ・児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターにより知的障がいがあると判定された者
  - ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (3) 日本の国籍を有する者
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

3 試験の日時、試験会場及び合格発表

区分	日	時	試験会場	合格発表
第1次試験	令和3年10月31日（日曜日） 受付時間 午前8時10分～午前8時55分 遅刻した場合は受験できません。 試験時間 午前9時10分から午後1時30分まで 点字による受験及び試験時間の延長が認められた方には、終了時間が異なります。 （点字による受験の場合） 午前9時10分から午後2時30分まで （試験時間の延長の場合） 午前9時10分から午後2時まで		愛媛県庁 （松山市一番町四丁目4番地2）	11月中旬 第1次試験当日にお知らせします。

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載します。

4 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。  
 なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試験の内容
第1次試験	教養試験	40点	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います（択一式40題、解答時間2時間）。
	作文試験	20点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います（課題1題、解答時間1時間）。
第2次試験	適性検査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。
	口述試験	300点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。

- (2) 第1次試験合格者は、教養試験及び作文試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、各試験のうち、一定の基準に達しない種目

がある場合には、合計得点にかかわらず不合格となります。

- (3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の口述試験について、一定の基準に達しない場合は、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 第1次試験合格者に対し、受験資格や、就業に当たり配慮が必要な事項の申出についての確認面談を行います。その際、受験資格に係る手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）又は「2 受験資格」中に記載した公的判定機関で知的障がいがあると判定されたことを証明する書類（以下「受験資格に係る手帳等」という。）の持参が必要です。
- (5) 教養試験例題（初級）及び前年度に出題した作文試験の課題を、ホームページに掲載しています。  
また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

## 5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験等申込システム」（以下「システム」という。）にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

なお、受付期間は次のとおりです。

**令和3年8月31日（火）午前8時30分から9月17日（金）午後5時15分まで**

障がいの状況等により、インターネットにより申し込むことができない事情がある場合は、9月10日（金）までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手に必要ですので、必ず控えておいてください。）。
- (3) 申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛てに「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問合せは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます（原則、電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。）。
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）。

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

## 6 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛てに「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。10月22日（金）までに電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

障がいの状況等により、申込者本人の署名が困難な場合は、代筆での記入を認めます（その場合、代筆者の氏名も記入してください。）。

## 7 受験時の配慮について

受験上の配慮を希望する方は、受験申込時に申請してください。

ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

- (1) 視覚障がいのある方については、その障がいの程度により、以下の方法による受験ができます。

### ア 点字による試験

点字の試験問題で受験をすることができます。

点字による試験は、教養試験の解答時間が3時間（通常の1.5倍）となります。作文試験の解答時間の延長はありません。

また、パソコンによる音声読み上げを補助として併用できます。ただし、パソコン（USBメモリが接続可能なもの）、ACアダプタ、イヤホン（無線機能がないものに限る。）を持参していただきます。

なお、指定されたソフトウェア（音声読み上げソフト、メモ帳等のテキストエディタ）以外のソフトウェアや無線機能は使用できません。

### イ 拡大文字による試験

教養試験問題は、通常文字は11ポイント程度ですが、拡大文字の場合は、14ポイント程度となります。

### ウ 試験時間の延長（拡大文字による試験を併せることができます。）

良い方の眼の矯正視力が0.15以下の方及び視野狭窄等でこれに相当すると医学的観点から認められる方が対象となります。

措置の対象となるかどうかを確認するため、受験申込後に身体障害者手帳の写し又は専門医の診断書を別途提出していただきます。

教養試験の解答時間は、2時間30分（通常の1.25倍）となります。作文試験の解答時間の延長はありません。

- (2) 聴覚障がいのある方については、試験官の発言事項を書面で伝達することができます。

- (3) 上肢機能障がい等で筆記が困難な方については、作文試験においてパソコンによる解答ができます。ただし、パソコン（USBメモリが接続可能なもの）、ACアダプタを持参していただきます。  
 なお、指定されたソフトウェア（メモ帳等のテキストエディタ）以外のソフトウェアや無線機能は使用できません。
- (4) 読字障がいのある方で医学的観点から解答時間の延長が認められる方は、教養試験の解答時間を延長し、2時間30分（通常の1.25倍）となります。作文試験の解答時間の延長はありません。  
 措置の対象となるかどうかを確認するため、受験申込後に専門医の診断書を別途提出していただきます。  
 また、パソコンによる音声読み上げを補助として併用できます。ただし、パソコン（USBメモリが接続可能なもの）、ACアダプタ、イヤホン（無線機能がないものに限る。）を持参していただきます。  
 なお、指定されたソフトウェア（音声読み上げソフト、メモ帳等のテキストエディタ）以外のソフトウェアや無線機能は使用できません。
- (5) 書字障がいのある方で医学的観点から筆記による解答が困難と認められる方については、作文試験においてパソコンによる解答ができます。ただし、パソコン（USBメモリが接続可能なもの）、ACアダプタを持参していただきます。  
 なお、指定されたソフトウェア（メモ帳等のテキストエディタ）以外のソフトウェアや無線機能は使用できません。  
 措置の対象となるかどうかを確認するため、受験申込後に専門医の診断書を別途提出していただきます。
- (6) その他  
 ア 点字受験用の機器（点字器、点字タイプライター等）やルーペ等の使用の有無のほか、車椅子や補助具等の使用の有無、駐車場利用希望の有無、その他受験に当たって希望する事項については、受験申込時の「受験にあたっての要望事項」欄に必ず入力してください。  
 ただし、内容によってはお応えできないことがあります。  
 イ 試験実施上の支障を来さないよう、また不正行為を防止するため、音声式の時計、定規（目盛りのあるもの）、電子機器類（電卓、スマートフォン等の携帯電話、タブレット端末、スマートウォッチ、電子辞書、その他これらに類するものと事務局が判断するものを含む。）は使用できません。  
 ウ 試験でパソコンを使用する場合、音声読み上げソフトによる問題文の誤読については、対応しません。また、パソコンの故障等の事故による不利益は考慮しません。

**8 合格から採用まで**

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。  
 この名簿は、原則として、令和4年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。
- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（知事、教育委員会、警察本部長等）がそれぞれ選考を行い、決定します。したがって、**名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。**
- (3) 採用時において、**有効な受験資格に係る手帳等が確認できない場合は、採用されません。**

**9 給与**

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

試験区分	現 行 給 料 月 額
一般事務	行政職給料表1級9号給 155,674円
警察事務	

学歴や職歴などに応じて、一定の基準により加算される場合があります。

**10 勤務時間**

勤務時間は、原則として、月曜日から金曜日まで（祝日及び年末年始を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までです（窓口・施設など部署により、勤務時間や休日が異なる場合があります。）

**11 試験結果の開示**

この試験の結果については、郵送による開示請求を受け付けます。

開示を請求する場合は、試験成績開示請求書に必要事項を記入の上、受験票と返信用封筒（定型、縦14cm～23.5cm×横9cm～12cm）を同封して、愛媛県人事委員会事務局宛てに郵送してください。

返信用封筒には必ず宛先を明記し、返信用切手404円（簡易書留相当分）を貼ってください。

試験成績開示請求書及び受験票は、システムのマイページにログインし、ダウンロードして印刷したものを同封してください。

開示請求できる人	開 示 内 容	請求受付期間	開示方法
第1次試験不合格者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験種目がある場合は、順位に代えて当該試験種目名）	第1次試験合格発表の日から1週間	郵送により開示を

第 2 次 試 験 受 験 者	第 1 次 試 験 の 試 験 種 目 別 得 点、合 計 得 点 及 び 順 位 並 び に 第 2 次 試 験 の 得 点、総 合 得 点 及 び 総 合 順 位（た だ し、第 2 次 試 験 で 一 定 の 基 準 に 達 し な い 場 合 は、総 合 順 位 に 代 え て 当 該 試 験 種 目 名・検 査 種 目 名）	第 2 次 試 験 合 格 発 表 の 日 か ら 1 月 間	請 求
--------------------	--	---------------------------------------	--------

新型コロナウイルス感染症等拡大防止の観点から、郵送による開示請求としていますが、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することもできます。

12 その他

自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。変更がある場合は、システム及び受験申込受付締切時に登録されたアドレス宛でのメールにてお知らせします。

○愛媛県人事委員会公告第8号

令和3年度愛媛県警察官（高校卒程度）採用候補者試験公告

令和3年7月6日

愛媛県人事委員会  
愛媛県警察本部

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分		都府県名	採用予定人員	職務内容
男 性	高 校 卒 程 度	愛 媛 県	31人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。
		警 視 庁	2人程度	
		大 阪 府	5人程度	
		兵 庫 県	2人程度	
女 性	高 校 卒 程 度	愛 媛 県	5人程度	

男性（高校卒程度）の試験区分を申し込む場合は、第2志望まで選択することができますが、第1志望は必ず愛媛県としてください。愛媛県の第1次試験に合格した場合、第2志望はなかったものとみなします。

なお、申込後の志望都府県の変更はできません。

2 受験資格

- (1) 日本の国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) 平成元年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者（学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と愛媛県人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者及び大学等を令和4年3月末日までに卒業する見込みの者は、除く。）

また、大学等に相当するものについては、他の都府県によっては愛媛県と異なる場合がありますので、志望する都府県に直接問い合わせてください。

本試験と令和3年度愛媛県警察官（大学卒）採用候補者試験との併願はできません。

3 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試験の内容		
	教 養 試 験	50点	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います（択一式50題、解答時間2時間）。		
	体 力 試 験 (愛媛県のみ)	20点	職務遂行に必要な体力について、試験を行います。		
			種 目	基 準	
				男性	女性
			反復横とび	50回以上 / 20秒間	40回以上 / 20秒間
			握力	45kg以上（左右の平均）	25kg以上（左右の平均）
			上体起こし	25回以上 / 30秒間	15回以上 / 30秒間
			腕立て伏せ	30回以上	15回以上
	20mシャトルラン	65回以上	35回以上		
基準に達しない種目が4種目以上ある場合は、第1次試験の合計得点にかかわらず不合格となります。					

第1次試験	スポーツ加点 (愛媛県のみ)	5点	柔道、剣道又はその他スポーツの資格等について、基準を満たしている場合は加点します(詳細は、別表「スポーツ加点の申請について」を参照)。 <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> <tr> <td>柔道</td> <td>2段以上(講道館認定の段位に限る。)</td> </tr> <tr> <td>剣道</td> <td>2段以上(全日本剣道連盟認定の段位に限る。)</td> </tr> <tr> <td>スポーツ歴</td> <td>全国規模で行われるスポーツ大会(中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。)への選手としての出場経験 国民体育大会、全国高等学校総合体育大会等</td> </tr> </table>	項目	基準	柔道	2段以上(講道館認定の段位に限る。)	剣道	2段以上(全日本剣道連盟認定の段位に限る。)	スポーツ歴	全国規模で行われるスポーツ大会(中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。)への選手としての出場経験 国民体育大会、全国高等学校総合体育大会等
	項目	基準									
柔道	2段以上(講道館認定の段位に限る。)										
剣道	2段以上(全日本剣道連盟認定の段位に限る。)										
スポーツ歴	全国規模で行われるスポーツ大会(中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。)への選手としての出場経験 国民体育大会、全国高等学校総合体育大会等										
	身体検査	-	職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて、検査を行います。 <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> <tr> <td>視力</td> <td>裸眼又は矯正視力が両眼で0.7以上でかつ一眼でそれぞれ0.3以上であること。</td> </tr> <tr> <td>聴力</td> <td>完全であること。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>職務遂行に支障のない身体的状態であること。</td> </tr> </table> <p>基準に達しない項目がある場合は、第1次試験の合計得点にかかわらず不合格となります。</p>	項目	基準	視力	裸眼又は矯正視力が両眼で0.7以上でかつ一眼でそれぞれ0.3以上であること。	聴力	完全であること。	その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。
項目	基準										
視力	裸眼又は矯正視力が両眼で0.7以上でかつ一眼でそれぞれ0.3以上であること。										
聴力	完全であること。										
その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。										
第2次試験	口述試験	75点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。								
	作文試験	30点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います(課題1題、解答時間1時間)。								
	適性検査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。								
	身体精密検査	-	職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。 なお、弁色力については、次の基準で検査を行います。 職務遂行に支障がないこと。 検査の結果によっては、再検査を行った上で判定します。								

- (2) 第1次試験合格者は、第1次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第1次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第2次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県職員採用情報ホームページ(以下「ホームページ」という。)に掲載しています。  
また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。
- (5) 第1次試験の1日目は、体力試験及び身体検査に適した服装で来てください。  
教養試験以外の試験方法や基準等は愛媛県のもので、他の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

4 試験日、試験会場及び合格発表

区分	試験日	試験・検査種目	試験会場	合格発表
第1次試験	令和3年10月16日(土) 午前8時30分から午後5時30分まで のうち人事委員会が指定する時間 (遅刻した場合は受験できません。)	体力試験 身体検査	松山東高等学校 (松山市持田町二丁目2番12号)	10月下旬 第1次試験当日にお知らせします。
	令和3年10月17日(日) 午前9時から正午まで { 受付時間:午前8時から午前8時45分 遅刻した場合は受験できません。 }	教養試験		
第2次試験	11月上旬~中旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。			12月上旬

体力試験及び身体検査の受付時間は、受験票に記載します(「6 受験票の交付」参照)。  
愛媛県の合格発表は、合格者の受験番号をホームページに掲載します。  
愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験等申込システム」(以下「システム」という。)にアクセスし、画面の指

示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

なお、受付期間は次のとおりです。

**令和3年8月26日(木)午前8時30分から9月14日(火)午後5時15分まで**

原則、郵送や持参による申込みは受付できませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合は、9月7日(火)までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手に必要ですので、必ず控えておいてください。）。
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛てに「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問合せは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます（必ず電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。）。
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）。

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

**6 受験票の交付**

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛てに「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。10月8日(金)までに電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、**体力試験及び身体検査の受付時間**など記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

**7 合格から採用まで**

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。  
この名簿は、原則として、令和4年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。
- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（警察本部長）が選考を行い、決定します。したがって、**名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。**
- (3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、10か月間初任教養を受けた後、県内各警察署に配置されます。
- (4) 警察官は、誰でも実力次第で昇任することができ、管区警察学校又は警察大学校に入校して、幹部としての教養を受ける機会が与えられます。

愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

**8 給与等**

- (1) 初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、短大卒程度で公安職給料表1級15号給（現行給料月額195,774円）、高校卒程度で公安職給料表1級7号給（現行給料月額181,101円）が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- (2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

**9 試験結果の開示**

この試験の結果については、郵送による開示請求を受け付けます。

開示を請求する場合は、試験成績開示請求書に必要事項を記入の上、受験票と返信用封筒（定型、縦14cm～23.5cm×横9cm～12cm）を同封して、愛媛県人事委員会事務局宛てに郵送してください。

返信用封筒には必ず宛先を明記し、返信用切手404円（簡易書留相当分）を貼ってください。

試験成績開示請求書及び受験票は、システムのマイページにログインし、ダウンロードして印刷したものを同封してください。

開示請求できる人	開 示 内 容	請求受付期間	開 示 方 法
第1次試験不合格者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位 （ただし、一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験・検査種目名）	第1次試験合格発表の日から1月間	郵送により開示を請求

第2次試験受験者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位 (ただし、一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験・検査種目名)	第2次試験合格発表の日から1月間
----------	---	------------------

新型コロナウイルス感染症等拡大防止の観点から、郵送による開示請求としていますが、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することもできます。

愛媛県以外の都府県の試験結果の開示については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

10 問合せ先等

スポーツ加点申請書提出先 問合せ先	愛媛県人事委員会事務局 採用給与課 任用試験係 〒790 - 8570 松山市一番町四丁目4番地2 電話 089 - 912 - 2826 <b>ホームページ</b> <a href="https://www.pref.ehime.jp/employment/">https://www.pref.ehime.jp/employment/</a>
問合せ先	愛媛県警察本部 警務課 〒790 - 8573 松山市南堀端町2番地2 電話 089 - 934 - 0110 内線2621・2622・2623・2624・2625 フリーダイヤル 0120 - 204 - 724
愛媛県以外の都府県に関する問合せ先	警視庁採用センター 電話 0120 - 314 - 372
	大阪府警察官採用センター 電話 0120 - 370 - 314
	兵庫県警察官採用センター 電話 0120 - 145 - 314

11 その他

自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。変更がある場合は、システム及び受験申込受付締切時に登録されたアドレス宛でのメールにてお知らせします。

別表 スポーツ加点の申請について

項目	証明書類	申請方法
柔道	講道館が認定した段位を証明する書類の写し	<p><b>受験申込時にスポーツ加点を申請する旨を入力した上で、「スポーツ加点申請書」及び「証明書類」を、簡易書留郵便による郵送又は持参により愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。</b></p> <p><b>（提出期限：令和3年9月14日（火）午後5時15分（必着））</b></p> <p>スポーツ歴の全国大会参加の証明書類として、「出身校による全国大会参加証明書（原本）」以外の書類を提出された場合又は提出書類に不備があった場合は、原本確認又は追加書類の提出を求めることがあります（この場合、第1次試験（1日目）当日の受付終了時までに証明書類の原本又は追加書類を提出してください。）。</p> <p>なお、次のいずれかに該当する場合は、加点しません。</p> <p>(1) 記入漏れや不備等がある場合</p> <p>(2) 加点基準を満たさない場合（基準を満たす事実が確認できない場合を含む。）</p> <p>(3) 受験申込時に、スポーツ加点を申請する旨の入力がない場合（申込完了後の申込内容の変更はできませんので注意してください。）</p> <p>(4) 期限までに「スポーツ加点申請書」及び「証明書類」の提出がない場合（申請書と証明書類両方の提出が必要です。また、証明書類の原本確認又は追加書類の提出に応じられない場合も加点しません。）</p>
剣道	全日本剣道連盟が認定した段位を証明する書類の写し	
スポーツ歴	出身校による全国大会参加証明書（原本）又は 次の(1)、(2)の両方が証明できる書類の写し (1) 地区予選を経た全国大会であること (2) 全国大会に選手として出場したこと (2)は氏名、大会名及び開催年月が明記されたものであること 「選手として」とは、選手登録されたことを要件とする（監督、コーチ、マネージャー等は除く。）。	

スポーツ加点申請書の様式は、ホームページからダウンロードしてください。

雑報

○公告

令和3年度行政書士試験の実施について

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により愛媛県知事から一般財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め（平成11年自治省告示第250号）第8に基づき、次のとおり公示します。

令和3年7月6日

一般財団法人行政書士試験研究センター

1 試験期日

令和3年11月14日（日）午後1時から午後4時まで

2 愛媛県における試験場所

松山市大可賀2 - 1 - 28 アイテムえひめ

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試験科目	内容等
行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46題）	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和3年

	4月1日現在施行されている法令に関して出題します。
行政書士の業務に関連する一般知識等 (出題数 14題)	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

試験は、筆記試験によって行います。

出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。

記述式は、40字程度で記述するものを出題します。

4 受験願書及び試験案内の配布と請求方法

(1) 受験願書及び試験案内の窓口での配布

配布期間：

令和3年7月26日(月)から令和3年8月27日(金)まで

配布場所：

別表に掲げる場所で行います。

(2) 受験願書及び試験案内の郵送での配布

配布期間：

令和3年7月26日(月)から令和3年8月20日(金)(必着)まで

受験願書及び試験案内の郵送での配布請求期間は、令和3年7月5日(月)から令和3年8月20日(金)(必着)までです。この期間内に請求があったものについて、上記配布期間に郵送配布します。

配布方法：

住所・氏名、郵便番号記載の返信用封筒(角形2号=A4サイズの受験願書が折らずに入る大きさの封筒)に、郵便切手140円分を貼付し、下記の宛先まで請求してください。

受験願書及び試験案内の請求先

〒252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

5 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

受付期間：

令和3年7月26日(月)から令和3年8月27日(金)まで

受付場所：

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、受付期間内に郵便局の窓口で必ず簡易書留郵便で郵送してください。

8月27日(金)の消印があるものまで受け付けます。

提出書類：

受験願書(顔写真貼付、受付郵便局の日附印のある振替払込受付証明書(お客さま用)の貼付があるもの)

(2) インターネットによる受験申込み

受付期間：

令和3年7月26日(月)午前9時から令和3年8月24日(火)午後5時まで

インターネットによる受験申込みは、8月24日(火)午後5時で終了します。午後5時までに入力を完了していないと、接続中(入力中)であっても申込みができなくなりますので

ご注意ください。

この期間におけるインターネットによる受験申込みは24時間利用可能です。入力方法等手続の詳細については、当センターホームページにアクセスし、ご確認ください。

ホームページ <https://gyosei-shiken.or.jp>

受付最終日(8月24日(火))は大変混雑し、インターネットが繋がりにくくなるのが予想されますので、余裕を持って早めに申し込んでください。

受験手数料の払込み

ア 受験手数料は、クレジットカード(申込者本人名義のもの)に限ります。)又はコンビニエンスストアで払い込んでください。

イ 利用できるクレジットカード

VISA、Master、JCB、アメリカン・エクスプレス、Diners

ウ 利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア

(3) 受験手数料 7,000円

受験手数料の払込み方法については、試験案内をご覧ください。なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となります。

また、一旦払い込まれた受験手数料は、地震や台風等により、試験を実施しなかった場合などを除き、返還しません。

(4) 連絡先(問合せ先)

一般財団法人行政書士試験研究センター

郵便番号 102-0082

所在地 東京都千代田区一番町25番地

全国町村議員会館3階

電話番号 03-3263-7700

6 特例措置の実施

(1) 身体の機能に障がいのある方等で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込みなど、受験に際して必要な措置を希望される方には、障がい等の状況により希望される措置を行うことがあります。なお、申出の時期や障がいの内容等によっては希望に沿えない場合があります。

(2) 受験に際して必要な措置を希望される場合は、受験申込み(「郵送による受験申込み」又は「インターネットによる受験申込み」)をする前に、必ず当センターまでご相談ください。

特例措置の手続については、試験案内をご覧ください。

7 合格発表の日時及び方法

(1) 日時

令和4年1月26日(水)午前9時

(2) 方法

一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示(掲示)します。なお、公示後、受験者には合否通知書を郵送します。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<https://gyosei-shiken.or.jp>)にも合格者の受験番号を掲載(掲載開始時間は、合格発表日の午前中)します。



## 別表(4関係) 愛媛県における試験案内及び受験願書の配布場所

配布場所	所在地	配布時間
愛媛県総務部総務管理局私学文書課	松山市一番町4-4-2	午前8時 30分から
愛媛県東予地方局地域産業振興部総務県民課	西条市喜多川796-1	午後5時 15分まで
愛媛県東予地方局今治支局総務県民室	今治市旭町1-4-9	
愛媛県中予地方局地域産業振興部総務県民課	松山市北持田町132	
愛媛県南予地方局八幡浜支局総務県民室	八幡浜市北浜1-3-37	
愛媛県南予地方局地域産業振興部総務県民課	宇和島市天神町7-1	
愛媛県行政書士会	松山市錦町98-1 愛媛県行政書士会館	午前9時 から午後 5時まで

注 土曜日、日曜日及び国民の祝日は配布を行いません。